

令和7年度 草津市小規模保育事業設置・運営事業者募集 質疑回答

		質問	回答
1		・ 原本提出でしょうか。	・ 預金残高証明書については、原本もしくは写しを提出してください。
2	提出書類一覧 15 「預金残高証明書」について	・ 複数の拠点がある場合、法人本部のものを提出すればよいか、または全拠点分を提出するのどちらでしょうか。	・ 法人本部または全拠点分等の範囲は指定いたしません、経営の安定性等の審査にあたり、現預金の残高を証明できる書類をご提出下さい。
3		・ 提出日時点とあるが、手配に時間がかかる為、提出月に出された証明書でも可能でしょうか。	・ 発行日が公募期間内のものであれば問題ありません。
4		・ 上下水道完納証明書とはどのようなものでしょうか。	・ 草津市の場合、水道お客様センター（草津市役所2階）にて取得いただけます。自治体によって、証明書名が異なる場合がありますが、水道料金および下水道使用料の完納が証明されている書類を提出してください。
5	提出書類一覧16 「市税完納（納税）証明書および上下水道完納証明書」について	・ 複数の拠点がある場合、法人本部のものを提出すればよいか、または全拠点分を提出するのどちらでしょうか。	・ 本部所在地（および本市に事業所がある場合は、加えて草津市）の市税完納（納税）証明書および上下水道完納証明書を提出してください。
6		・ 「*非課税事業者の場合は、非課税証明書を提出すること」とありますが、市民税が非課税の場合に非課税証明書を提出する、という理解でよろしいでしょうか。	・ 市民税が非課税の場合は、非課税証明書を提出してください。 [7/15追記] （草津市の場合、法人の非課税証明書の発行を行っていないため、“滞納なき証明書”を発行しております。）
7		・ 市税完納（納税）証明書は、次のいずれを提出でしょうか。 納税証明書 その3-3、納税証明書 その3-2、納税証明書 その4	・ 提出書類としては、本部所在地（および本市に事業所がある場合は、加えて草津市）の市税完納（納税）証明書になります。 ・ なお、国税庁（税務署）が発行する納税証明書の提出については、任意となります。 （応募資格である納税義務がある税金を滞納していないことを満たす必要があります）
8	提出書類一覧 18 「まちづくり協議会会長および町内会長や地元住民への説明内容を示す書類」について	・ 運営事業者として選定された後に実施する説明会での、説明予定の内容を記載でよろしいでしょうか。 もしくは、応募までに説明を実施している必要があり、説明した内容を記載でしょうか。	・ 応募の前に地元への説明をお願いします。 小規模保育施設の整備を予定している地域のまちづくり協議会会長や町内会長に対して、予定している施設整備の内容をご説明いただき、その際の内容等を示す書類を提出して下さい。

		質問	回答
9	提出書類一覧19 「法人において既存運営施設がある場合はその内容がわかるもの」について	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人として保育事業以外の施設も運営している場合、提出については、既存保育施設の内容のみとし、他事業については提出なしでよろしいでしょうか。</li> <li>また、施設内容を説明する書面の代わりに、パンフレットや園のしおりを提出することは可能でしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存保育施設の内容がわかるものを提出してください。</li> <li>保育事業以外の施設については提出不要です。</li> <li>なお、パンフレットや園のしおりを施設内容を説明する書面とすることで差し支えありません。</li> </ul>
10	募集要項 P2	<ul style="list-style-type: none"> <li>物件が他の事業者と重複してしまった場合はどうなりますか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一つの物件で他事業者と申込が重複している場合でも応募可能です。</li> <li>貸借が確実に見込まれる根拠として、確約書を提出してください。</li> </ul>
11	募集要項 P2	<ul style="list-style-type: none"> <li>一つの事業者で物件を3施設おさえられる場合、複数の応募も可能なのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の応募も可能です。</li> <li>ただし、応募された複数の事業が全て採択された場合、全て事業化していただく必要があります。</li> </ul>
12	募集要項 P5	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在検討中の物件に検査済証がないといわれてしまいました。その場合、提出書類としては、建築計画概要書でもよろしいでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募申込時の検査済証や、建築計画概要書の提出については任意となりますが、応募条件である建築基準法に適合した物件であることを満たす必要があります。</li> <li>※なお、施設整備にかかる補助金を活用される場合、「草津市児童福祉施設整備事業補助金交付要綱」の規定に基づき、補助金の実績報告において検査済証の提出が必要となる場合があります。</li> </ul>
13	募集要項 P7	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携園について、応募書類提出の段階で、どのレベルまでの連携が必要となりますでしょうか。</li> <li>連携園が見つからず、「小規模保育事業連携施設支援確約書」の提出ができない場合、応募はできない形となりますか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携施設は、募集要項P7 6(18)に記載の〈連携施設の役割〉①②③のうちいずれかを有する施設であり、連携施設の確保にあたっては①②③全てを満たしていただく必要があります。</li> <li>なお、③卒園後の受入の連携機能のみ、連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要であると市が判断した場合は、経過措置（令和12年3月末まで。ただし、関係法令の改正により延長する場合あり。）の範囲内で確保するものといたします。</li> <li>「小規模保育事業連携施設支援確約書」の提出がない場合でもご応募いただけますが、連携施設の確保状況は審査項目の一つとなります（募集要項P10. 審査項目〈個別事項〉Ⅲ①連携施設の確保）</li> <li>なお、審査の結果採択された場合には、令和8年4月1日までは〈連携施設の役割〉①②に関する連携施設を確保いただく必要があります。</li> </ul>